◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３５４号（H28. 6. 10）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝３件（６月３日～６月９日分）
（１）乗合バスの車内事故①
（２）乗合バスの車内事故②
（３）法人タクシーの鉄道車両との衝突事故
２．「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の公表について
３．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
４．軽井沢スキーバス事故を受けた集中監査の実施結果（速報）について
５．車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について
６．タクシーの事故調査分析結果について（関東運輸局発）
７．４月１３日に発生した貸切バスの車両火災事故に関する補足情報（中部運輸局発）
８．軽井沢スキーバス事故を受けた街頭監査の実施結果について

◇◇◇

（３）法人タクシーの鉄道車両との衝突事故
６月５日（日）午後８時３０分頃、和歌山県の鉄道踏切において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せ運行中、普通列車と衝突した。
事故は、タクシーが踏切を通過した後、踏切先の道路が狭隘であったため後退したところ、踏切内で左後輪が脱輪したため、運転者が踏切にある警報ボタンを押そうとしたが間に合わず列車と衝突した模様。
なお、タクシーの乗客は衝突前に車外に出ていてけがはなかった。また、普通列車の乗客、乗員にもけがはなし。

上記３件の死傷者数計：死亡０名、重傷２名、軽傷０名（速報値）

◇◇◇

〇対策の実施に当たっては、その実行性等について確認し、必要に応じて対策の内容の見直しや、実施方法の改善を図るなど、ＰＤＣＡサイクルを構築した上で進めることが必要であり、この点についても、当委員会において検証を行っていくこととする。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000250.html

◇◇◇

本年１月１９日から３月中旬にかけて、全国において計３１０事業者を対象に集中監査を実施した結果、乗務時間等告示の遵守違反等の法令違反が確認されました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000241.html

◇◇◇

（２）運転者に共通する問題点
・適性診断において、指摘されている事項が事故と関連している。
・法定速度超過。
（３）運行管理に共通する問題点
・適性診断結果を活用していない。
・指導・監督において、運転者の習得の程度を把握していない。
２．再発防止策として考えられるもの
（１）運転者に対する指導監督の強化
（２）適性診断結果の活用
（３）安全を意識した運転

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
　→https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1604/0415/cs_p160415.pdf

◇◇◇

国土交通省では、軽井沢スキーバス事故を受け、緊急対策として貸切バスを対象とした街頭監査を実施しました。本年１月２１日から３月中旬にかけて、全国において計２４２台の貸切バス車両を対象に街頭監査を実施した結果、うち８６台（35.5%）の車両について法令違反が確認されました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000240.html

◇◇◇

動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆